

市民税・県民税、所得税の申告のお知らせ

■ 申告期間：2月12日(木)～3月16日(月) 事前予約制

2月							3月																					
12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	2	3	4	5	6	9	10	11	12	13	14	15	16
久喜市役所 会議室棟	ふれあいセミナー久喜4		久喜市役所 会議室棟	久喜市役所 会議室棟	菖蒲行政センター1会議室		鷺宮行政センター1会議室	久喜市役所 会議室棟	栗橋行政センター3会議室	久喜市役所 会議室棟																		
2カ所実施							2カ所実施																					
午前の部							午後の部																					
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	
9:00	9:30	10:00	10:30	11:00	11:30	13:00	13:30	14:00	14:30	15:00	15:30	16:00	16:30	9:00	9:30	10:00	10:30	11:00	11:30	13:00	13:30	14:00	14:30	15:00	15:30	16:00	16:30	

■ 予約受付期間：2月3日(火) 9時～3月13日(金)

ご希望の日程・時間帯(①～⑯)を選び、事前にご予約ください。

電話 (コールセンター) **△掛け間違い注意!**

受付時間 平日9時～16時30分

電話番号 **△31-7550** (専用直通電話番号)

予約締切 申告希望日の前日

※前日が土・日曜日、祝日の場合はその前の平日

※聴覚に障がいのある方で、電話予約が困難な場合は、ご希望の日時に直接会場にご来場ください。受付で障害者手帳を確認の上、申告を受け付けます。

■ 市民税・県民税の申告が必要な方

令和8年1月1日現在、市内に住所がある方のうち、令和7年中(令和7年1月1日～12月31日)に所得があり、次の①～③のいずれかに該当する方。確定申告をする方は、市民税・県民税の申告は必要ありません。詳細は市ホームページをご確認ください。

- ①給与所得者で、勤務先から市に給与支払報告書が提出されていない方
- ②給与所得、公的年金等に係る雑所得以外に所得があった方
- ③源泉徴収票に記載されていない各種控除(医療費控除や寄附金税額控除等)を受ける方

※市民税・県民税の申告内容は、所得証明書・課税(非課税)証明書、国民健康保険税や介護保険料等の基礎資料となるため、収入のない方も申告が必要な場合があります。

※申告期間中、市民税課の窓口では作成済みの申告書の提出のみ受け付けます。また、各行政センター市民係では、作成済みの申告書の市民税課への取り次ぎのみ行います。

※市民税課では予約できません。

○ インターネット **おすすめ!!**

受付時間 毎日24時間

予約締切 申告希望日の前日23時59分まで

※前日が土・日曜日、祝日の場合は、その前の平日23時59分まで



市の会場では受け付けできない申告

市の申告会場での確定申告は、簡易な内容に限り受け付けます。次に該当する方の申告は受け付けられません。

春日部税務署で申告してください。

- ・営業等所得・不動産所得・配当所得・総合課税の譲渡所得・分離課税所得・暗号資産の申告を行なう方
- ・農業所得があり、収支内訳書を作成していない方
- ・住宅借入金等特別控除、国外居住親族に係る扶養控除のある方 ※年末調整済みの方を除く
- ・雑損控除または災害減免法の適用を受ける方
- ・青色申告、令和6年分以前の申告を行なう方
- ・令和8年1月1日時点で市内に住所がない方

■ 申告に必要なもの

【市民税・県民税申告の方】

- ・令和8年度市民税・県民税申告書(1月末ごろに郵送で届いた方)

【確定申告の方】

- ・「確定申告のお知らせ」はがき(春日部税務署等から届いた方)
- ・申告者本人名義の預・貯金の口座番号がわかるもの(所得税の還付を受ける方)

上記に加え、次の1～3

1. 収入を証明する資料

給与や公的年金等の源泉徴収票、支払調書、個人年金や満期保険金の支払証明書等

※営業等所得、農業所得、不動産所得がある方は事前にそれぞれの収支内訳書を作成してください。

2. 控除を証明する資料

- ・社会保険料(国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料等)の控除証明書または領収書
- ・生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料・地震保険料等の控除証明書、寄附金の受領証等
- ・医療費控除の明細書(医療を受けた人ごと、病院・薬局ごとに合計)、セルフメディケーション税制の明細書
- ・その他参考となるもの(学生証、障害者手帳等)

3. マイナンバーカード(お持ちでない方は①と②を1つずつ)

- ①通知カード/マイナンバーの記載がある住民票の写し等
- ②運転免許証/パスポート/障害者手帳/在留カード/公的医療保険の資格確認書等

※控除対象配偶者、扶養親族、事業専従者などのマイナンバーの記入も必要です。(本人確認書類は不要)

※マイナンバーの記載がない場合でも申告書は受理します。

■ 春日部税務署での令和7年分確定申告について

春日部税務署 **△048-733-2111**

申告期間 2月16日(月)～3月16日(月) 8時30分～16時

※土・日曜日、祝日を除く。ただし、3月1日(日)は開場します。

※混雑状況によっては16時前に受付を終了する場合があります。国税庁LINEによるオンライン事前予約をおすすめします。

※確定申告書等は、本庁舎、各行政センター、ふれあいセンター久喜で1月末ごろから配布します。

▶ 自宅で確定申告ができます!

国税庁ホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」では、案内に沿って入力することで、確定申告書が簡単に作成できます。

作成した申告書は、マイナンバーカード等があればそのまま送信できるほか、印刷して郵送することもできます。詳細は春日部税務署へお問い合わせください。



要事前予約 税理士による所得税還付申告無料相談



日 2月2日(月)～13日(金) ※平日のみ

対 所得税が還付される方で、次に該当する方

- ・年金を受給している
- ・給与所得者で医療費控除を受ける
- ・年の途中で退職・就職し、年末調整を受けていない

申問 税理士会春日部支部事務局 **△048-738-7470** (9時30分～12時/13時～16時)

※対面が基本ですが、電話での相談も可能です。

※内容により、有料の場合があります。

■ 市民税・県民税の申告書を郵送で提出する場合

「令和8年度市民税・県民税申告書」に住所・氏名・連絡先等を記入し、申告に必要なもの(写し可)を同封の上、**3月16日(月)**(必着)までに郵送してください。

送付先 **〒346-8501 (所在地記入不要)**

市民税課市民税第1係



◆おむつ使用の確認書

医師が発行する「おむつ使用証明書」に代えることができるもので、寝たきりの人のおむつ代を医療費控除の対象とする際の添付書類となります。

対 介護保険要介護認定を受けていて、主治医意見書記載事項で一定の要件を満たす方

※詳細はお問い合わせください。

申 1月5日(月)から、高齢者福祉課高齢者福祉係(内線3363)／各行政センター内福祉係(菖蒲150／栗橋235／鷺143)へ

問 介護保険課介護認定係(内線3363)

【共通】交付手数料 1件 300円 **持** 対象者の介護保険被保険者証、窓口に来る方の本人確認ができるもの